

相生市立小中学校統合準備委員会設置要領

（設置）

第1条 相生市立小学校又は中学校の統合について、円滑な移行を目指すとともに所要の準備に資するため、統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 準備委員会は、学校の統合準備に関することを協議する。

2 準備委員会は、協議した内容及び決定した事項をとりまとめ、教育委員会へ報告する。

（組織）

第3条 準備委員会は、次に掲げる者のうちから15名程度の委員をもって組織する。

- （1）統合する学校に在籍する児童生徒の保護者代表
- （2）統合する学校区の地域住民代表
- （3）統合する学校の教職員代表
- （4）統合する学校区の未就学児の保護者代表
- （5）その他準備委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、準備委員会を設置した日から当該校が統合するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、準備委員会委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者がともに欠ける場合は教育長が招集する。

2 準備委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 準備委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 準備委員会の庶務は、教育委員会管理課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、準備委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。